

平成25年9月1日
十日町市総務部財政課

最低制限価格・低入札価格調査基準価格の引上げについて

国が公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るために、低入札価格調査基準価格の見直しを行ったことを踏まえ、当市においても下記のとおり改正を行います。

記

(1) 最低制限価格・低入札価格調査基準価格の引上げ

建設工事の入札において現在設定している最低制限価格・低入札価格調査基準価格の算定方式を改訂します。計算式を見直し、一般管理費の割合を0.30から0.55に引上げます。

① 見直し後の計算式

直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費等×0.55
<現在の計算式>
直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費等×0.30

② 適用時期 平成25年10月1日以降に公告する建設工事から適用します。

※低入札価格調査制度「失格判断基準」の設定変更

一般管理費割合の変更に伴い、低入札価格調査制度の「失格判断基準」の設定も合わせて変更します。低入札価格調査対象案件のうち、入札価格内訳書の金額が次のいずれかに該当するときは失格と判定します。

- I 市の設計書に記載された直接工事費の90%の額に満たない場合
- II 市の設計書に記載された共通仮設費の85%の額に満たない場合
- III 市の設計書に記載された現場管理費の75%の額に満たない場合
- IV 市の設計書に記載された一般管理費の**50%**の額に満たない場合
<変更前 記載された一般管理費の**25%**の額に満たない場合>